

スイスの養豚に見る動物福祉

理事研究員 阮 蔚

1 動物福祉先進国のスイス

2024年夏、スイスのチューリッヒ州郊外にある養豚農家を訪れた。驚いたことは、日本から来たばかりの私たちが肥育豚の豚舎を見学できた(写真)。開放的な豚舎の傍らの道では地域住民が散歩を楽しんでいる。気になる臭いもない。日本や中国では、訪問者が豚への感染症を持ち込むことを警戒し、部外者は豚舎に近づくことさえ許されないのがふつう。さらに感激したのは、豚が畜舎と広いテラスのような運動空間を自由に行き来し、元気にのびのびと動き回っていたことだ。日本の大半の養豚場は窓のない畜舎で日光にも外気にも触れることなく飼育される。さらに妊娠母豚は方向転換すらできない狭いストール(母豚が自由に体の向きを変えられない檻)の中で飼育される。日本でも話題になった中国の高層養豚ビルも内部環境や飼育方法はほぼ同じだ。スイスではどの豚も立派な尻尾がついており、出生後2~3日目で尻尾を切断する日本や中国などとの養豚への取組みの違い

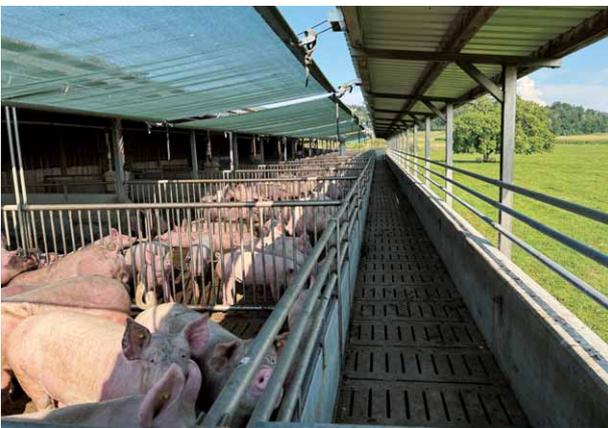


写真 スイスのチューリッヒ州郊外にある養豚場
(筆者撮影2024年8月)

(注)真夏のため、臨時的に日よけの網をかけている。

を象徴していた。

動物福祉(アニマルウェルフェア)は近年、世界的で関心が高まって来た。その先進国であるスイスは、半世紀近く前の1978年に憲法を根拠として「動物保護法」を制定、その実施要領として81年に「動物保護令」を公布した。その時からすでに採卵鶏のバタリーケージ(多段階の狭いケージでの高密度飼育)や妊娠母豚のストール飼育を禁止するようにした。動物保護令は動物の飼育、農用動物(家畜)、野生動物、ペット、動物実験、繁殖、輸送、屠畜などを含め、すべての動物を対象とする包括的規定であり、当然、義務でもある。

動物保護条令の畜産に関する部分は、第1章「総則」、第2章「動物の飼育と扱い」、第3章「家畜」、第7章「動物の輸送」、第8章「動物の屠畜」、第9章「動物飼育の訓練」からなる。第2章18条では動物に対する禁止行為が示され、豚については、尻尾の切り落とし、子豚の歯の剪断、豚の鼻にバックルやステープル、ワイヤーを入れることが禁止されている。

第3章の「家畜」部分では、共通条項のほかに、畜種ごとに牛、豚、羊、ヤギ、ラマとアルパカ、飼育ウサギ、家禽類、飼育犬、飼育猫に関する条項が細かく定められている。豚に関する規定は飼料や休憩エリア、拘留、分娩箱など8項目にもおよび、そのうち、48条で「集団で飼育しなければならない(哺乳期間中または交配期間中の母豚などの例外を認める)」。50条で「分娩舎は母豚が自由に向きを変えられるように設計されるべき」など対応が細かく明示されている。

こうした家畜福祉対策が急速に拡充されたのは、スイスの畜産とアグリツーリズムが壁にぶつかった90年代以降である。スイス政府は92年にそれまでの生産促進的な価格支持政策から農家の所得を支える直接支払制度への大転換を図った。92年の農政転換の核心は、手厚い直接支払によって、農家が環境に配慮した農業と動物福祉に配慮した畜産に向かい、スイスの国土、環境、景観の維持とともに観光立国を再強化する狙いであった。

2 直接支払による動物福祉の拡大

スイスの直接支払額は高額である。2023年には1農場当たり5.8万フラン(約908万円に相当)にのぼる。極論すれば直接支払だけでも農家は継続可能となる。直接支払を受給するには、農家は動物福祉や生物多様性などを含む7項目の環境保全要件(PER: Prestations Ecologiques Requises)を満たす必要がある。

そのうち、動物福祉の支払については、上述した動物保護法制を順守することが義務となっているが、それに加えて任意参加の直接支払として「SST支払(家畜にやさしい厩舎システム)」「SRPA支払(屋外での家畜の定期的な放し飼い)」の2種類がある。農家は要求項目を満たせば、さらに多くの直接支払を得られるわけで、政府がより高いレベルの動物福祉水準を目指し、政策誘導を実施していることがわかる。

例えば、SRPAでは、生後6か月以上の豚の屋外運動エリアの最小面積は1頭当たり4㎡と日本の養豚場で豚の占有面積(日本は豚舎のみ、屋外運動エリアはない)の約4倍になる(第1表)。その具体化がチューリッヒ州で目にした養豚場内を自由に元気に動き回る豚たちの光景となる。

16年に家畜福祉支払はスイス全体で2億6,910万フランと直接支払総額31億3,620万フ

第1表 SRPA(屋外での家畜の定期的な放し飼い)の主な要件の一部(豚)

・表面の硬い運動エリア(硬い路面で覆われた最小面積の少なくとも50%は屋根がない状態であること)	
家畜	最小面積、㎡/豚1頭
生後6か月以上の豚	4.0
6か月齢以上の非授乳繁殖母豚	1.3
繁殖、哺乳母豚	5.0
離乳子豚	0.3
60kgを超える更新豚及び肥育豚	0.65
体重60kg未満の更新豚及び肥育豚	0.45
注：原則として毎日数時間を運動場または放牧地で過ごすこと。泌乳中の繁殖母豚は20日間以上少なくとも1時間、屋外に出られるようにすること。	

資料「農業における直接支払令(OPD)2013年10月23日に
より抜粋

ンの8.6%を占め、そのうち、優しい厩舎支払(SST)は2.6%、屋外での定期的な放し飼い(SRPA)は6.0%となっている。スイスの農場の69.0%にあたる3万6,100戸がこうした家畜福祉支援の直接支払を受けている。

家畜本来の習性に合う飼育方法や1頭当たりの飼育面積の確保など動物福祉の実施によって家畜のストレスや疾病は減少し、免疫力が向上することで抗生剤など薬物の使用が減り、ひいては耐性菌の発生も抑えられる。これは安全な畜産製品につながり、それを食べる人間の健康にも直結する。動物福祉の実践は、人畜共通感染症リスクおよび環境負荷への軽減につながるなど、15年に国連総会で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の内容の一部にもなっている。SDGsへの意識が高い日本は動物福祉にも目を向け、さらに畜産製品の安全性、供給安定性を図っていくべきだろう。動物福祉は動物だけでなく、人間のためにもなるのである。

(ルアン ウエイ)